

日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所 保安管理部
令和3年6月4日

原子力科学研究所における核燃料物質使用変更許可申請について

以下の施設について、核燃料物質使用変更許可申請を令和3年5月14日に行った。

No.	施設名	概要	備考
1	バックエンド研究施設	<ul style="list-style-type: none">・原子炉施設（STACY 施設及び TRACY 施設）との共用に係る記載の明確化・取扱核燃料物質の物理形態の追加・測定装置の追加	添付 1
2	プルトニウム研究1棟	<ul style="list-style-type: none">・政令41条非該当施設変更に伴う非常用発電設備の削除・グローブボックス及びフード等の使用の設備について、「使用を終了し、維持管理する設備」に変更・使用施設及び貯蔵施設において核燃料物質を取り扱わないことの明確化	添付 2
3	第4研究棟	<ul style="list-style-type: none">・1F 燃料デブリの使用に係る記載の追加・当該施設を用いた実験計画等への対応に伴う変更（取扱設備・機器の追加及び設置場所の変更、貯蔵施設の追加及び変更）	添付 3
4	JRR-3実験利用棟 (第2棟)	<ul style="list-style-type: none">・分析装置等の撤去に伴う変更・削除	添付 4
5	再処理特別研究棟	<ul style="list-style-type: none">・グローブボックス及びフードの解体撤去に伴う変更・削除・気体廃棄設備について、上記設備の解体撤去に伴い使用を停止する気体廃棄施設の設備を追加・貯蔵設備の最大収納量を 0g に変更	添付 5
6	共通編	<ul style="list-style-type: none">・プルトニウム研究1棟の政令41条非該当施設移行に伴う変更	

添付 2

令和3年6月4日

日本原子力研究開発機構原子力科学研究所
臨界ホット試験技術部

プルトニウム研究1棟に係る核燃料物質の使用の変更の許可申請について

1. 概要

プルトニウム研究1棟は、平成26年の機構改革において施設の廃止が決定された施設であり、令和2年12月に保有していた全ての核燃料物質の他施設への搬出を完了し、核燃料物質の使用の許可に係る変更の届出を行い（令和3年1月21日付け）、年間予定使用量を全ての核燃料物質について0 gとした。

また、原子力科学研究所核燃料物質使用施等保安規定からのプルトニウム研究1棟の削除に関する保安規定の変更申請を行った（令和3年4月26日申請）。

この度の核燃料物質の使用変更許可申請（核燃料移管後の施設管理）においては、施設が政令第41条非該当施設に変更になることに伴い、機能維持の必要がなくなる設備を削除するほか、グローブボックス等の使用の設備について「使用を終了し、機能を維持する設備」とする変更等を行う。

なお、本施設の解体・廃止に向けた措置に係る変更許可申請については、今後、社内の調整を行った上で、令和3年度下期以降に申請を予定している。

2. 変更の概要

- ① 政令第41条非該当施設への変更に伴い、非常用発電設備を削除するほか、安全上重要な設備に関する記載等を削除する。
- ② 核燃料物質を使用した試験を終了するため、以下の変更を行う。
 - ・グローブボックス等の設備について、「使用を終了し、維持管理する設備」とし、維持管理を必要としない機能等の記載を削除する。
 - ・使用施設及び貯蔵施設等において核燃料物質を取り扱わないことを明確にする。
- ③ その他、記載の適正化を行う。

以上

- ・目的番号 2-3 : X 線照射装置（102-104 号室）、顕微ラマン分光装置（207C-209C 号室）

③ 「7-1 使用施設の位置」の変更

取扱設備・機器の設置場所変更に伴い、使用の目的 2 及び使用の目的 7 で共用している 102-104 号室について、使用の目的 2 から削除し、使用の目的 7 の共用に係る記載を削除する。

④ 使用室及び使用設備の核燃料物質取扱量の記載の変更

取扱設備・機器の追加、変更に伴い、「第 1-1 表 使用の目的 1 に係る使用室及び使用設備の核燃料物質取扱量」から「第 1-4 表 使用の目的 4 に係る使用室及び使用設備の核燃料物質取扱量」において、使用室及び使用設備の核燃料物質取扱量の記載の追加等を行う。

2) 貯蔵施設の追加及び変更

① 保管庫の追加

以下の保管庫（5 台）を追加し、保管庫を設置する室を貯蔵施設に追加する。

- ・使用の目的 2 : 保管庫 A（207C-209C 号室）、保管庫 A（317BC 号室）、保管庫 A（416 号室）、保管庫 A（419-421BC 号室）
- ・使用の目的 3 : 保管庫 A（403AB 号室）を追加する。

② 保管庫の変更

- ・使用の目的 4 : 413A 号室の保管庫 B を保管庫 A に変更する。

③ 最大収納量等の変更

- ・使用の目的 2 : 保管庫 E（119C-122(b)号室）の最大収納量を変更する。
- ・使用の目的 7 : 保管庫 A（102-104 号室）の物理的性状及び仕様に、液体の貯蔵に係る記載を追加する。

（3）記載の適正化

本文において用語の適正化を行う。

添付 4
令和 3 年 6 月 4 日
日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所
臨界ホット試験技術部

核燃料物質使用変更許可申請（JRR-3 実験利用棟（第 2 棟））について

1. 概要

JRR-3 実験利用棟（第 2 棟）は、核燃料物質を用いた分析等を行うことを使用の目的として、放射化分析や発光分光分析、質量分析等による分析業務を行うとともにこれらの分析方法の研究を行ってきた。

今回、使用施設の設備のうち一部の分析装置について使用目的を終了したことから、当該装置を撤去するため核燃料物質の使用の変更許可申請を行う。

2. 変更の内容

（1）使用施設の設備撤去

使用目的を終了した分析装置を撤去するため、以下の変更を行う。

- ・使用の方法における取扱方法について、使用目的を終了した分析装置に係る記載を削除する。

- ・使用施設の設備について、使用目的を終了した以下の分析装置（5 台）を削除する。

γ 線スペクトロメータ（104・106 号室）

質量分析装置（110・112 号室）

ウラン用蛍光 X 線分析装置（115 号室）

大型回折格子分光器（115 号室）

ファブリペロー干渉計（115 号室）

（2）記載の適正化

その他、記載を適正化する。

3. その他

撤去する分析装置の解体撤去の方法及び放射性廃棄物に関する措置については、参考資料にて示す。

以上

(参考資料)

J R R - 3 実験利用棟（第2棟）において撤去する分析装置について

下図に示す分析装置は J R R - 3 実験利用棟（第2棟）において使用目的を終了したことから、当該装置を撤去するため核燃料物質の使用の変更許可申請を行い、装置の記載を削除する。



γ線スペクトロメータ



質量分析装置



ウラン用蛍光X線分析装置



大型回折格子分光器



ファブリペロー干渉計

○解体撤去の方法

装置を解体・分別し、廃棄物容器に収納する。

○放射性廃棄物に関する措置

装置の解体撤去に伴う措置で発生する放射性固体廃棄物は、適切に封入することで放射性物質の飛散又は漏えいの防止の措置を講じ、原子力科学研究所の放射性廃棄物処理場に引き渡す。

